

大江通国「晩夏同詠白氏文集樂府廿句和歌」序注

鈴木徳男
北山円正

長治元（一一〇四）年六月、高陽院で一風変わった和歌会が催された。『白氏文集』の「新樂府」から二十もの語句を抜き出し、それを歌題としたのである。言うまでもなく「新樂府」の受容は平安時代において盛んに行われて来た。詩そのものを読むだけでなくとどまらず、朗誦もし、詩文・和歌・物語などの諸作品に新たな語句や表現および発想などを取り入れ続けたのであった。文学に携わる人々にとつては、同じ白居易の詠じた「長恨歌」「琵琶行」とあまり変わらない親しみを感じる作品であっただろう。ただこの歌会の序（大江通国「晩夏同詠白氏文集樂府廿句和歌」序、『朝野群載』巻・所収）によれば、「新樂府」の語句を歌の題にまでするのは始めての試みであったという。当時としては新奇な企てだったのである。しかし、歌会開催を伝える他の資料は全く見いだせない。従前この和歌会の序は、和歌文学からも漢文学からもしかるべき研究の対象にはなつてこなかつたようであり、注解が施されたとも聞かない（金子彦二郎『平安時代文学と白氏文集―句題和歌・千載佳句研究篇―』は、第二章・第三節「平安時代の歌題と白氏文集」で、『白氏文集』の語句を題として和歌を詠じた一例として本歌会を挙げているが、その内容にまでは踏み込んでいない）。そこで本稿では、まず用例を参看して詳細に訓み、その上で気付いた問題について検討を加えてみたい。

序の本文は、猪熊信男旧蔵『朝野群載』（『古簡集影』第六・七輯）により、神宮文庫蔵林崎文庫本・宮内庁書陵部蔵葉室本・同柳原本・静嘉堂文庫蔵塙家校正本・同田沢伸舒書写本によって適宜校訂を行った。まず全文を掲出して句読点を付し、対偶を明らかにするために該当部分を二行書きにし、その頭に括弧をつけた。また便宜上、(1)から(5)の段落に区分した。本文中の*印は校訂した部分を示しており、各語注においてその理由を述べた。段落ごとに、まず訓みを示し、次に語注を施して用例を挙げ（○印以下に引く）、その上で大意をまとめる。最後に本稿の末尾に「付説」を設け、問題点等を指摘して所見を述べた。

新樂府廿句和歌題序

晚夏同詠白氏文集樂府廿句和歌一首付小序

大江通国

(1)兵部員外大卿、好文之暇、命予曰、挾白氏文集新樂府之句々、將為和歌之題。

(2)予於是避席而起、逡巡而揖曰、和歌者我朝之風俗也、樂府者皇唐之歌曲也。前賢雖有好詩歌之者、未有此遊。美哉斯事。請書紳矣。

便披五十首之篇章、方得二十句之題目。

(3)大卿 論雌雄於倭語、則受素戔鳥之雲膚、尋雅頌於唐詩、亦同白樂天之風骨。

(4)方今 林鐘中句、排曲洛之直廬、通国適捧廬江之檝、華客數輩、豈詞浪於艷流。未習文林之篇、其詞曰、

(5) 題

四海清 舟中老 不記年 薰衣裝 一人有慶 波沈西日 故鄉迢遞 秋風弘松 寒草疎 宮樹紅 以人為鏡 池似鏡 山冷人路絕
殘鶯一聲 花簇雪 * 願天寒 到曉月徘徊 居逆旅中 拳動有殊姿 深可釣

長治元年六月廿日、於高陽院泉殿講之。

〔朝野群載〕卷一・文筆上・序

新樂府廿句和歌題序

晩夏同に白氏文集の樂府廿句を詠む和歌一首小序を付く

大江通国

(1) 兵部員外大卿、好文の暇に、予に命せて曰はく、「白氏文集新樂府の句句より扱びて、將に和歌の題と為さむとす」といふ。

「序」の分類名、端作につづいて、まず歌会の主催者「兵部員外大卿」の大江通国への提案を述べている。「新樂府廿句和歌題序」は、「朝野群載」(卷二)の一分類である「序」における下位分類の名称。「新樂府廿句和歌題序」は、「朝野群載」の五つの序を「詩序」「倭歌序」に分け、さらに「倭歌序」の中味を明らかにするために付けられた項目名である。したがって、この呼称は通国によって付けられたのではないはずである。おそらく「朝野群載」編纂時にこの分類名が書かれたのであろう。序の本文につづいて和歌の題が掲げられているので、序は和歌の題に対して付けられたと誤解した編者がこのような呼び方にしたのではあるまいか。「和歌題序」は他に例を見ない。「新樂府」は、「樂府」に対する新作の「樂府」の意。「樂府」は本来漢の武帝の時に設けられた音楽のことを

掌る役所の名前であり、またそこに集められ音楽に合わせうたった歌曲をも「樂府」と呼んだ。のちに樂府の題で詩を作るようになり、唐の時代には新しい樂府題でも詩を作るに到り、それを「新樂府」と称した。

○新樂府者、皆唐世之新歌也。以其辞実樂府、而未常被於声、故曰新樂府也(樂府詩集卷九十・新樂府辭)

ここに言う「新樂府」は、本序の端作から明らかのように、「白氏文集」(卷三・四)所収の諷諭詩五十首をさす。

○「読新樂府、賦五絃彈」(法性寺殿御集)詩題)

○今日所見、及二千三十卷。因所見之書目六載左。

……

新樂府二卷 保延六年(受夫子説)

(「台記」康治二年九月三十日)

「廿句」は、序の後に引いている「新樂府」の詩句から抄出した和歌の題二十。

「晩夏」は、夏に終わり、夏三か月の最後の一月、六月。

○「晩夏閑居、絶無賓客、欲尋夢得、先寄此詩」

(「白氏文集」卷六十七・336詩題)

○「晩夏神泉苑釣台、同勒深臨陰心、心製」(凌雲集)、

賀陽豊年詩題)

「同詠」は、作文会や歌会の参加者が、同じ題で詠じることを言う。

○「秋夜同詠・華菊臨水、応レ教和歌」（『本朝統文粹』巻

十、藤原明衡歌題）

○「春日同詠・松契・遯年、応レ教和歌」（『扶桑古文集』、大

江匡房歌題）

「白氏文集」は、中唐白居易（七七二―八四六）の詩文集。全七十五巻、平安時代にはもっぱら七十巻本が通行していた。呼称は、「文集」であることも多かった。

○集七十巻、尽是黄金（『都氏文集』巻三、「白楽天讚」）

○更有菅家勝白様、從レ茲抛却匣塵深（平生所レ愛、

白氏文集七十巻是也。今以菅家、不亦開レ帙）（『菅家

後集』、醍醐天皇「見レ右丞相献家集」）

○「近日蒙_レ綸命、点文集七十巻……」（『江吏部集』巻

中、詩題）

「樂府」は、白居易の新樂府。平安時代には、白居易の新樂府のみが「樂府」と呼ばれていた。新樂府は当時よく読まれており、その上下二巻を独立させて扱うことが多かったようである。

○右大弁樂府上卷新書持来（『御堂閔白記』寛弘元年九月七日）

右大弁樂府下卷持来（同・九月十五日）

○弘暎自寺參左府。行幸送物料、六帖・道風書二卷奉之。

亦奉新樂府本一卷（『權記』寛弘三年正月九日）

○をととの夏ごろより、樂府といふふみ二巻をぞ、しどけながら教へたて聞えさせ侍る、隠し侍り（『紫式部日記』）

「小序」は、通常より短い序。詩序・和歌序ともにこの名称があるが、和歌序はほとんどが短文であるので「小序」とも呼ばれた（大曾根章介「和歌序小考」、『日本漢文学論集』第一巻所収、参照）。

○「同諸才子、九月卅日、白菊叢辺命_レ飲（同勒虚余魚、各加小序。不_レ過五十字）」（『菅家文章』巻二、詩題）

○「暮春遊田融院、詠落花滿船和歌（付小序）」（『本朝小序集』、源時綱歌題）

和歌序では歌の題は、次に示すように端作のなかに記されるものである。

○「初冬泛大井河、詠紅葉蘆花和歌序」（『本朝文粹』

巻十一、源道濟歌題）

○「五月五日、詠和歌二首（菖蒲祝付小序）」（『本

朝小序集』、藤原兼衡歌題）

○「端午日同詠和歌二首（採菖蒲雲外郭公并序）」

〔扶桑古文集〕、藤原広兼歌題)

ところが、本序の場合は題が二十と大量であるため、序のあとに掲げられたのである。本序と同じく端作に歌題を記さない例に、

○即令獻題目。所謂水上秋月・岸頭黃花・叢中夜虫也

〔本朝文粹〕卷十一、菅原文時「左丞相花亭遊宴和歌序」があり、序の中に示している。ただし序のすぐあとに「題」として掲げる本序の場合とは形態を異にする。和歌序は歌会記録の冒頭に書かれていたのであり、もとの記録には和歌の題の後さらに参加した大江通国以下の歌人の歌が続いていたはずである(当時の歌会記録はあまり現存せず、『柿本影供記』『暮春白河尚園会和歌』『嘉応元年宇治別業和歌』などは貴重な例である。『柿本影供記』については、鈴木・北山「柿本人麿影供注釈」(本誌第四十六卷)参照)。「大江通国」は、本序の作者。「通国」は、佐国の男。藤原明衡の門弟。『中右記』(天永三(一一二二)年五月二十二日)に「大学頭通国卒去(年六十)。是故佐国長男也。方略儒士、経民部丞、任伊豆也」とあるように、方略試を経て学者官人としての道を歩んだ。大日本史料所引の東山御文庫本『永昌記』(天永二年十一月五日)には、「年中正家敦宗、皆以滅亡。是又名儒傑士也。

通国雖不拔群、起家勤学。近日中風」(「正家・敦宗」はとも藤原氏)とあり、当代随一の文人とは認められていなかったようだが、篤学の士と評価されていた。歌会の催された高陽院およびその所有者である藤原忠実とのかわりが深い。第四期高陽院ではじめての作文会に召されている(後二條師通記「寛治七年六月二十八日)。忠実の左大将初度着座の際には、「行事」として「参仕」したり(『中右記』永長元年五月十日)、忠実が物忌に籠もった時、通国は邸内に伺候するひとりであった(『殿暦』康和三年八月十八日)。こういった関わりがあるためか、忠実は「倚子」を官庁及び外記庁に立てるとき、その「行事」である通国を、「家司通国」と『殿暦』(康和四年十一月八日)に記している(『中右記』の同日条も「家司通国朝臣」と記している)。また、『二中歴』(第二・儒職歴・撰関侍読)には、「後大殿(行家御事始、大江通国大学)」とあり、忠実の侍読であった。このような忠実や高陽院との繋がりが、本歌会に参加する背景にあったのであろう。通国の作品は、『中右記部類紙背漢詩集』に詩四首、『擲金抄』に摘句四首が収められている。

「兵部員外大卿」は官職の唐名と考えられるが、『拾芥抄』(中・官位唐名部)や『職源鈔』に該当する官名はない。もつ

とも「吏部員外大卿」(『本朝文粹』卷十一、菅原文時「左丞相花亭遊宴和歌序」)が式部権大輔であること(『拾芥抄』・官位唐名部および『職源鈔』にこの唐名はない)から類推すると、兵部権大輔となる。ただし他の例は見出せず、特殊な唐名である。「兵部員外大卿」は、「好文」で和歌にも造詣がある。また、高陽院において歌会が主催できるのであるから、撰閲家にゆかりのある人物なのであろうが、今のところこれ以上のことは分らない。「好文之暇」は、「兵部員外大卿」の文事愛好の合間。「好文」は、文事・学問を愛好すること。ふつうは詩文創作について言う。

○凡今日之会、起於好文也(『本朝文粹』卷十一・紀齊名「暮秋陪左相府書閣、同賦菊潭花末遍、各分一字、応教」詩序)

○好文之世、不堪悦乎(『本朝文粹』卷八、藤原正家「歳暮侍宴、同賦積雪為小山、応製詩」序)

「予」は、序者である大江通国。底本には「新楽府」の「楽」のあと一字分の欠損がある。どのような字であったかは不明で、残画からすると「府」ではなさそうである。もとは誤写を見せ消ちにでもしていたのではないだろうか。「句々」は、詩文の中のそれぞれの句。句の数々。

○手中一百篇、句句披沙金。(『白氏文集』卷五・0207、
「贈能七」)

○琢磨寒玉声声麗、裁制余霞句句侵(『菅家後集』、醍醐天皇「見右丞相献家集」)

(現代語訳)

兵部権大輔が日頃詩文を好まれるその暇に、私におおせられた、「白氏文集」の「新楽府」の句から選び出して、和歌の題にしようと思う」と。

(2) 予是に席を避けて起ち、逡巡して揖して曰はく、和歌は我が朝の風俗なり、楽府は皇唐の歌曲なり。前賢に詩歌を好む者ありといへども、いまだ此の遊びあらず。美しきかな斯の事。請ふらくは紳に書かむことを。便ち五十首の篇章を披きて、方に二十句の題目を得むといふ。

「兵部員外大卿」の奇抜な発想に感銘を受けて、「新楽府」から和歌の題二十を選び出す。「予於是避席而起、逡巡而揖曰」は、通国が大卿の提案に対して畏まって所感を述べる様子を描いており、兎園での酒宴において、漢の梁王に降る雪

を賦すように命じられた司馬相如が自作を言上した時の所作の描写にもとづく。

○相如於是避_レ席而起、逡巡而揖曰（『文選』卷十三、謝惠

連「雪賦」。李善注「孝経曰、曾子避_レ席。公羊曰、逡巡

北面再拜也。広雅曰、逡巡却退也」。五臣注「逡巡而

揖、敬_レ王命_二也_一」

「逡巡」の「逡」を底本は「遙」に作るのを、諸本によって改めた。「避_レ席而起」は席を外して立ち上がる、「逡巡」は後ずさりする、「揖」は礼をするの意。平安時代の同類の例には次があり、ともに貴人に改まって意見を述べる折りの振る舞いを描いている。底本では「揖」に相当する部分に欠損があつて判読できないので、諸本によって補った。このあたりの典故となった『文選』の謝惠連「雪賦」に照らして認めうるであらう。

○僕避_レ席揖曰、拳直本孔門之藤雄、已其人也（源為憲『世

俗諺文』序）

○匡衡拳_レ酒于大王之前、逡巡_レ席曰（『江吏部集』卷下、

「晚冬陪_レ中書大王齋、同賦寒林暮鳥婦、応_レ教詩』序）

「和歌者我朝之風俗也」は、和歌はわが国の風俗であるとの意。

「風俗」は、ならわし、習慣の意。一句は当時和歌がどう捉え

られていたかをよく示している。このほかにも同様の例が多数見られる。

○和歌者我國風俗、世治則興（藤原通俊「後拾遺和歌抄目

録序」）

○我朝風俗、和歌為_レ本（柿本影供記、藤原敦光「夏日於_二

三品將作大匠水閣、同詠水風晚來_一和歌』序）

○夫和歌者、我朝之風俗（『本朝文集』卷五十五、藤原基俊

「一子伝序」）

第一・二例については、本誌第四十・四十六巻の注参照。「樂府者皇唐之歌曲也」は、樂府は唐土における歌であるとの意。

「皇唐」は、

○皇唐之世、何以加_レ茲（『文選』卷五十一、王子淵「四子

講徳論」。五臣注「皇唐謂_レ帝堯_二也_一」）

のように黄帝と堯をさすこともあるが、ここでは、

○不_レ独記_レ東都履道里、有_レ閑居泰適之叟、亦欲_レ知_レ皇唐

大和歳、有_レ理世安樂之音（『白氏文集』卷六十一・

392）、「序洛詩」。『和漢朗詠集』卷下・閑居）

○皇唐以降、元白之流、粗布_レ篇章、垂_レ之竹帛（『本朝文

粹』卷八、紀齊名「三月尽同賦_レ林亭春已晚、各分_二一字、

応_レ教_一』詩序）

のように唐の美称。「歌曲」は、歌うための詞章。

○其体順シテ而肆ナルハ、可以播於樂章歌曲也（『白氏文集』卷

三・0124、「新樂府」序）

○或詠詩句、或唱歌曲（『權記』長保二年十月十七日）

「我朝皇唐」のように日本と中国とを対にする例には、

○遠稽唐家、近訪我朝（『天徳三年八月十六日關詩行事

略記』）

○我朝遙尋漢家之謠詠、不事日域之文章（『朝野群載』

卷一、大江維時「日觀集序」）

○何重異域之蘇李、空輕我朝之山柿乎（同卷一、藤原

敦隆「和歌類林序」。鈴木・北山「藤原敦隆「和歌類林序」

注一、本誌第四十三卷参照）

などがある。

「前賢」は、昔の優れた人、往時の賢人。

○疑疑之盛、仰邈前賢、洋洋之風、俯冠來籍（『文選』

卷四十六、陸士衡「豪士賦序」）

○我今信多幸、撫己愧前賢（『白氏文集』卷六・0270、

「贈杓直」）

○不恥烹鮮為少吏、只欲勸醉繼前賢（『江吏部集』

卷中、「早夏諸客賀予再兼翰林。不堪情感、聊賦」

一絶」）

「詩歌」は、漢詩と和歌。

○但於詩歌之遊、雖無其望、依難背高命、愁ナラシム以レ

不申故障侍（『雲州往來』中本）

○只恐有詩歌之幽靈遺恨、風月之時輩反昏耳（『長承二

年相撲立詩歌合』）

「前賢」以下の二句は、詩歌を好んだ賢しき先人らも、「兵部

員外大卿」が提案した新樂府の句から和歌の題を選び出すと

いう遊びはしていないという。それで通国はつづいてこの試

みを「美哉斯事」と讃える。

○美哉乎斯詩、義正乎楊雄、事実乎相如（『文選』卷一、

班孟堅「東都賦」。傍訓は慶安版による）

○世有俊才、不求無達。誠哉斯言（『江吏部集』卷下、

「三月三日夜、於員外藤納言文亭守庚申、同賦桃浦

落船花」詩序）

「書紳」は、備忘のために帯に書き記すこと。「紳」に書き留

めておくのは、兵部員外大卿の言葉であろう。直前で通国が

「美哉斯事」と感歎して書き残したいと申し出ているので、そ

のつづきからこのように推測しておく。

○朝觀夕覽、何与書紳（『文選』卷十一、何平叔「景福殿

賦」。李善注「言朝夕觀覽凶画、何如書紳之事乎。論語曰、子張書諸紳」。五臣注「紳、帶也」。

○恐為人所晒、聊自書諸紳。（『白氏文集』卷五十二・2239「書紳」）

○敬承箴誨、請以書紳。（『本朝文粹』卷十二、三善清行「詰眼文」）

「五十首之篇章」は、「新樂府」五十首。

○序曰、凡九千二百五十二言、斷為五十篇。（『白氏文集』

卷十二・0124、「新樂府」序）

「篇章」は、詩篇、詩文、文学作品。

○若斯之流、又亦繁博、雖伝之簡牘、而事異篇章。

（『文選』序）

○無復篇章。伝道路、空留風月在曹司。（『白氏文集』

卷十九・1275、「喜張十八博士除水部員外郎」）

○新排宮殿、便奮篇章。（『本朝統文粹』卷八、藤原実綱

「孟夏侍宴、賀大極殿新成、應製詩」序）

「二十句之題目」は、序につづいて挙げられた二十の和歌の題。

○遇興發詠、偶成五章。各以首句、命為題目。（『白

氏文集』卷六十二・2956、「詠興五首」序）

○便以經中一称南無佛一句、抽為題目。（『本朝文粹』卷

十、慶滋保胤「暮春於六波羅蜜寺供花会、聴講法華經、同賦一称南無佛」詩序）

この歌会が催されるに当たっては、次のような経緯が考えられるであろう。ある日兵部員外大卿が新たな試みとして『白氏文集』『新樂府』の語句を題とした和歌会をしようと云い出し、通国に二十の題を選ぶよう指示があった。そして、提出された題による高陽院での歌会開催へと至った。

（現代語訳）

わたしはそこで席を外して立ち上がり、後ずさりして一礼の上申し上げた、「和歌は我が国の風俗で、樂府は唐の国の歌曲であります。ところが、賢しき先人に詩歌を好む人がありませぬ。まことにすばらしい試みでございます。忘れぬように書き留めておきとう存じます」と。そこで新樂府五十首の詩を披見して、二十句の和歌の題を得ようとしたのであった。

(3) 大卿は雌雄を倭語に論ずれば、則ち素茂鳥の雲膚を受け、雅頌を唐詩に尋ねれば、亦白樂天の風骨に同じ。

「兵部員外大卿」の詩歌での才を讃える。「雌雄」は、オスとメス、勝敗、優劣の意であるが、これではこの文脈には合わない。このあと和歌や素戔嗚尊に言及しているのが、歌のよしあしや歌才の出自の意に取るべきかと思う。この意での用例は未見。「倭語」は和歌と同じ。

○于_レ時艾漏漸_レ転、松容曰_レ奏、事及_レ和語（藤原通俊「後拾遺和歌抄目錄序」）

○初命_レ燕飲、脣染_レ荆南之露、後詠_レ倭語、詞價_レ柿下之風（『扶桑古文集』、藤原宗光「早夏於_レ鳥羽院、同詠」）

郭公声稀_レ和歌」序

他の例は、鈴木・北山「『後拾遺和歌抄目錄序』注」（本誌第四十卷）参照。「則」のあと、底本では「受」らしき字を抹消し、その右に「受」を傍書している。また抹消した字には「之」に近い形の線が直接している。両字には虫損があり、判読しづらいのだが、かりにあとの線を「之」と読んだとしても衍字であり、本文とは見なせない。「素戔嗚尊」は素戔嗚尊。和歌のとかかわりでは、出雲国の清地_がで奇稲田姫と結婚したときに詠んだ「八雲たつ出雲八重垣妻ごめに八重垣つくるその八重垣系」（『日本書紀』卷一・神代上）が、『古今集』真名序以来「卅・字之詠」の始まりとされている。

○在昔神世、素戔嗚尊、初有_{三十一}字之詠、蓋和歌之濫觴也（『朝野群載』卷一、藤原敦隆「和歌類林序」。鈴木・北山「藤原敦隆「和歌類林序」注」参照）

○素戔之新詠卅一字歌、学而述其義、飢人之始猷卅一字様、習而以其詞（『発心和歌集』序）

○素戔嗚尊・聖德太子御世代、定_{三十一}字（『新猿樂記』）

○学月_レ暈而_レ齡傾、雖_レ繼綺里季之雪鬢、任_レ雲州而_レ秩罷、未_レ慣_レ素戔嗚尊之風儀（『本朝統文粹』卷十、藤原明衡「秋夜同詠華菊臨_レ水、応_レ教和歌」序）

○請_レ染紫毫筆之端、方詠_レ素蓋鳥之跡（『本朝文集』卷五十四、藤原正家「春日同詠風靜花芳和歌序」）

「雲膚」は、

○氣_レ触_レ石而_レ結蒸兮、雲_レ膚_レ合而_レ仰浮（『芸文類聚』卷二・天部下・雨）

下・雨、晉潘尼「苦雨賦」。『初学記』卷一・天部下・雨）

○西北雲_レ膚_レ起、東南雨_レ足_レ来（『李嶠百廿詠』、「雨」）

○從_レ彼青春、終_レ此朱夏、雲_レ膚_レ屢_レ興、旬液_レ応_レ候（『続日本後紀』承和五年七月二十二日）

○雲_レ膚_レ何_レ望_レ雨、水脈_レ欲_レ通_レ泉（『菅家文章』卷二、「晚秋」）

十詠」ノ「古石」）

などのように、雨の気や空を覆う雲の意であるのがふつうで

ある。しかし、ここでは前掲の素戔嗚尊詠「八雲たつ」と「雲膚」とが関係すると見て、和歌の始発である素戔嗚尊の歌およびその流れと解すべきかと思う。このように歌才の系譜を述べるのは、ほかに、

○性稟柿本、累葉之風久扇、志学山辺、詞峯之月高晴
〔『本朝統文粹』卷三、紀貫成「詳和歌」策問。『朝野群載』卷十三〕

がある。この二句は、「兵部員外大卿」の歌・歌才は素戔嗚尊の系統に属すると評価しているのであろう。さきの「雌雄」やこの「雲膚」などめずらしい用法であり、むしろごちなさが目立つと言える。「雅頌」は、『毛詩』（大序）の六義にいう雅と頌。「雅」は周王室の宮廷の楽、「頌」は宗廟の祭祀の楽。ここではその時代を称える詩、または単に詩の意に用いている。

- 詩有六義焉……五曰雅、六曰頌。〔『文選』卷四十五、卜子夏「毛詩序」〕
- 曾無忝於雅頌、亦靡濫於風人。〔『玉台新詠』序〕
- 常嗟雅頌聖時空、收拾博編報国功。〔『田氏家集』卷之中、「元慶五年冬、大相国以拙詩草五百余篇、始屏風十帖。仍題長句、謹以謝上」〕

「唐詩」は、中国唐代の詩。または広く中国の詩の意か。

○鑿戒唐詩他人是媮。〔『文選』卷二、張平子「西京賦」。
薛綜注「唐詩刺晉僖公、不能及時、以自娛樂。曰、子有衣裳、弗曳弗婁。宛其死矣、他人是媮。」〕

とあるが、この「唐詩」は、『毛詩』唐風の詩「山有樞」をいう。平安時代において、唐代の詩の意として用いた他の例は未見。「白楽天」は、中唐の詩人白居易。「楽天」はその字。端作に見える「白氏文集」はその詩文集。

○風光惜得青陽月、遊宴追尋白楽天。〔『菅家文草』卷二、「暮春見南亞相山莊尚園會」〕

○後漢崔子玉、作座右銘、大唐白楽天續之。〔『本朝統文粹』卷十一、大江匡房「統座左銘」序〕

また『都氏文集』（卷三）の題「白楽天讚」は、すでに端作の注において引いた。「風骨」は、体の様子、骨格などの意があるが、ここでは、風格、詩歌における作風などを言う。

○文章卓犖生無敵、風骨英靈歿有神。〔『白氏文集』卷五十七・2784「哭微之二首」ノ一〕

○綴韻之間、甚得風骨。〔『本朝文粹』卷八、紀長谷雄「延喜以後詩序」〕

○花詞裁似錦、風骨軟於綿。〔『江吏部集』卷中、「觀右

親衛藤原相述懷詩、不改本韻、依次奉和」

この二句は、「兵部員外大卿」の詩作を唐詩を基準として評価すれば、その風格は白居易のそれに等しいと述べている。いうまでもなく「同・白楽天之風骨」は、当時では最高の讃辞である。

(現代語訳)

大卿は、その和歌の才をたどってみれば、歌の始まりである素戔鳴尊の流れを汲んでおいであり、詩のあり方を唐代の詩に照らして評価してみると、白楽天と同じ風格を身につけていらつしやる。

(4)方今林鐘の中旬にして、華客数輩あり、曲洛の直廬を排き、詞浪を艶流に疊む。通国適廬江の檝を捧げたれば、未だ文林の篇を習はず。其の詞に曰はく、

歌会の時期・参会者数・場所及び序者通国の謙辞を記して序の結びとする。「方今」は、ちょうどいま、いままさに。

○方今。聖上、同天号於帝皇（『文選』卷二、張平子「西京賦」。李善注「方今猶正今也」）

「林鐘」は六月の異名。「林鐘」に同じ。

○越六月既望、林鐘紀律（『文選』卷十一、何平叔「景福殿賦」。李善注「礼記曰、季夏之月、昏火中。又曰、律中」）

林鐘」

○避林鐘之炎暑、对殿庭之水石（『江吏部集』卷上、

「夏夜守庚申、侍清凉殿、同賦避暑对水石」、応

製」詩序。『本朝文粹』卷八）

○水檻水涼浮兔影、林鐘林暗乱螢輝（『本朝無題詩』卷

六、藤原周光「夏日池亭即事」）

「中旬」は月の十一日から二十日までの十日間。

○去年七月中旬、貞心示空病、潔儀随无情（『性靈集』

卷八、「孝子為先妣周忌、因写供養兩部曼荼羅大日經、

講説表白文」）

○十一月中旬試、賦得冬日可可愛（『本朝文粹』卷八、橘

広相「賦冬日可可愛」詩序）

「華客」は、来訪者・来客の美称。

○所召古今和歌集、或花客借取、未被返送（『雲州往来』

中本）

○美門金骨之花客、搗桃紙而写英詞、応氏南皮之雄才、

弄鴻筆而成翼賛（『詩序集』卷下、藤原明衡「冬日於」

秘書閣、同賦「松色雪中鮮詩」序

「数輩」は数人の意。歌会の規模は小さかったと分かる。

○数輩詩臣、非詔旨不得言其志（『菅家文章』巻一、

「早春侍内宴、同賦無物不逢春、応製」詩序。

『本朝文粹』巻八）

○雲客数輩、不期而会（『扶桑古文集』、大江家国「夏日詠」

「藤花瀉水和水歌」序）

「排」は、押し開く、扉などを開くこと。

○排鳳闕以高遊、開爵園而広宴（『文選』巻四十六、顔

延年「三月三日曲水詩序」）

○排直廬展宴席、招親知發諷吟（『扶桑古文集』、

藤原実兼「九日於左金吾藤次将青圃直廬、詠秋情在」

「菊和歌」序。『本朝小序集』）

「曲洛」は、洛陽の中央を流れる洛水のことであり、曲がりく

ねって流れているのでこの呼称がある。

○蘭亭席上酒、曲洛岸边花（『白氏文集』巻五十六・2667、

「和春深二十首」ノ十五）

○昔成王叔父之嘗曲洛也、訪亀墨以顕吉兆（『本朝統

文粹』巻九、藤原有信「夏日陪博陸書閣、同賦「松風報」

萬年、応教詩」序）

また、派生して都を流れる川などの意を持つ例もある。

○曲洛上東尋佛閣、重城最北入仙家（『本朝無題詩』巻

十、藤原周光「暮春遊城北精舎」）

本序の場合は高陽院内のことであるから、蛇行して流れる
遺水と解さねばならない。この意での例には次がある。

○襍川分曲洛、帳殿掩芳洲（『芸文類聚』巻四・歳事

中・三月三日、梁庾肩吾「三日侍蘭亭曲水宴」）

○宮水自流為曲洛、内臣便引作嘉賓（『田氏家集』巻之

下、三月三日、侍於雅院、賜侍臣曲水之飲、応製）

ただし、これらは眼前の流れを曲水の宴にちなんで曲折する

洛水のようなのであって、流れそのものを「曲洛」と

呼んだのではない。三月三日との関連もないことからすると、

この和歌序での用法は妥当ではない。「直廬」は、宮廷や邸宅

内で貴人らが休憩したり宿直したりするところ。「兵部員外大

卿」の居室であろうか。

○朝遊遊層城、夕息旋直廬（『文選』巻二十四、陸士

衡「贈尚書郎顧彦先二首」ノ二。李善注「張晏漢書注

曰、直宿曰廬也」）

○左大臣直廬、設寢殿与東对渡殿（『小右記』長和四年

十月二十五日）

「詞浪」は、ことば、言葉のなみ。それを「疊」むのは、麗しい言葉つまり和歌を積み重ねる、増やし加えるの意。

○蒙霧難晴、霄漢之景未照、詞浪弥疊、呂梁之嶮方兢
 『本朝文粹』卷四、大江匡衡「為入道前太政大臣、辭職並封戸准三宮第四表」

○入禁闕、舍青木之者、發文華而列侍、涉学海瑩南金之者、疊詞浪而與參（『本朝統文粹』卷八、藤原実綱「七夕侍宴、同賦夜深渡漢水、応製詩」序）

○青土繡林之才、飛言葉而盛集、海陽江左之客、疊詞浪而競來（『詩序集』下、藤原兼衡「冬日於參州員外刺史文亭、同賦閑望遠山雪詩」序）

他の「詞浪」の例は「藤原敦隆「和歌類林序」注」参照。「艶流」は、つややかな流れ、美しいあやのある流れ。この句は、歌会において華麗な言葉をちりばめた和歌が何首も詠まれたことを言う。「流」は「浪」の縁語。

○艶流謝花山僧正、英詞隔柿本人丸（『雲州往来』下本）

○唯為日域之風俗、空抽艶流之綺語（『朝野群載』卷一、惟宗孝言「納和歌集於平等院経蔵記」。『本朝統文粹』

卷十一）

○尋淵源於氣岸、艶流湧神世之間、拾華実於性圃、

濃厚施俗塵之中（『朝野群載』卷十三、花園赤恒「評倭歌策」。『本朝統文粹』卷三）

他の例は、鈴木・北山「和歌現在書目録」真名序注（本誌第四十四卷）参照。「適捧廬江之檄」の「廬江」は、安徽省廬州府廬江県の地名。

○路貫廬江、兮左長薄、倚沼畦瀛兮遙望博（『文選』卷三十三、宋玉「招魂」。王逸注「廬江長薄地名」）

○漢末建安中、廬江府少吏焦仲卿妻劉氏（『玉台新詠』卷一、「古詩為焦仲卿妻作」序）

ここで「廬江」があらわれるのは、「捧檄」の故事の毛義がその地の出身だからである。ただ二句前に「直廬」とあって「廬」が近接するのはやや拙い。「捧檄」は、漢の毛義が、孝のために府からもたらされた「檄」（任官の召書。次に挙げる『文選』の李善注に引用する『後漢書』（卷三十九）「毛義伝」の章懷太子注には「檄、召書也」とある）を押し頂い（「捧」て官に仕えたことをいう）。

○遠惟田生致親之議、追悟毛子捧檄之懷（『文選』卷五十七、顔延年「陶徵子誄」。李善注「范曄後漢書曰、廬江毛義、字少卿。家貧以孝称。南陽人張奉、慕其名、往候之。坐定而府檄適到。以義守令。義捧檄而入。」）

喜動顔色。奉者志尚之士。心賤^{イセシキ}之、白恨米、固辞而去。及義母死、去^{シテ}官行服。數^{シバシバ}辟^{シテ}公府為^{シテ}県令、進退必以^{シテ}礼。後拳賢良、公車徵^セ遂不^レ至。張奉歎曰、賢者固^{ゴト}不^レ可^レ測。往日之喜、為^{シテ}親屈也。「後漢書」は、その列伝卷二十九・毛義伝。「蒙求」・「毛義奉檄」も同文。

本序では「通国」が召されて（召したのは「兵部員外大卿」であろうか）奉職していると述べているのはあるが、毛義の故事を踏まえていると、「通国」が自らを親のために仕える孝子であると称えていることになってしまふ。本当は職務に専念していると言うつもりだったろうが、歌会の参会者及び後日序を披見する人々の眉を顰めさせるような内容と言わざるをえない。

○捧[○]檄[○]辞[○]幽[○]徑[○]、鳴[○]榔[○]下[○]貴[○]洲[○]（初唐駱賓王「渡瓜步江」）

○還[○]家[○]拜[○]世[○]何[○]為[○]檄[○]、手[○]捧[○]芬[○]芬[○]桂[○]一[○]枝[○]（『菅家文章』卷二、

「絶句十首、賀諸進士及第」ノ七）

○毛[○]義[○]捧[○]檄[○]、素[○]意[○]相[○]違[○]（『雲州往來』下末）

「文林」は、文学を創作する仲間、文壇、または詩・和歌・文章などを集めたもの、詩文集。本序においては和歌・家集をいう。

○遊[○]文[○]章[○]之[○]林[○]府[○]、嘉[○]麗[○]藻[○]之[○]彬[○]彬[○]（『文選』卷十七、陸士衡「文賦」。五臣注「林府謂^ト多^ク如^ク林^ノ木^ノ、富^ク如^ク中^ノ府^ノ車^ト也」）

○遊[○]目[○]翰[○]苑[○]、援[○]桃[○]李[○]而[○]芟[○]荊[○]萊[○]、栖[○]心[○]文[○]林[○]、呼[○]孔[○]翠[○]而[○]逐[○]燕[○]雀[○]（『本朝文粹』卷九、菅原文時「北堂文選寬宴、各詠^レ句^ヲ、得^レ遠^ク念^ス賢^ク士^ノ風^ト」詩序）

○携[○]文[○]林[○]而[○]代[○]芝[○]蘭[○]之[○]室[○]、伐[○]木[○]声[○]明[○]、挹[○]詞[○]江[○]而[○]為[○]朝[○]夕[○]之[○]池[○]淡[○]水[○]景[○]暮[○]（『江吏部集』卷中、「初冬於都督大王書齋、同賦唯以詩為^レ友、應^レ教詩」序。『本朝文粹』卷九）

「本^レ習^レ文^レ林^レ之^レ篇[」]は、自分は職務に精励しているので、和歌はまだ学んでいないと謙辞を述べている。「其詞曰」は、序の末尾に記し、以下に本文を引くことを示す措辞。

○故[○]臣[○]作[○]兩[○]都[○]賦[○]、以[○]極[○]衆[○]人[○]之[○]所[○]眩[○]曜[○]、折[○]以[○]今[○]之[○]法[○]度[○]。其[○]詞[○]曰[○]（『文選』卷一、班孟堅「兩都賦序」）

○請[○]以[○]菊[○]送[○]多[○]秋[○]、遂[○]為[○]和[○]歌[○]題[○]目[○]、其[○]詞[○]曰[○]（『扶桑古文集』、藤原実光「秋日侍太上皇仙洞、同詠菊送多秋、應^レ製^レ倭^レ歌」序）

前述のように、歌会記録では通常このあとには序者以下の和歌が引かれるはずであるが、歌題が多数であるために、「題」の次には「四海清」をはじめとする二十の歌題を列挙してい

る。異例の記録といわねばならない。

(現代語訳)

今ちようど六月の中旬であり、お客が数人おいでになり、曲がって流れる遣水のほとりにある直廬が開かれ、美しいことばの浪を艶麗な歌の流れの上にくくえも重ねている。通国は、たまたま廬江の毛義が檝を捧げて官に就いたように、お召しによって職を奉じたに過ぎないので、いまだに和歌の道を学んだことがない。その歌にはいう、

(5) 題

四海清し 舟中に老ゆ 年を記せず 衣裳を薫ず

一人に慶有り 波西日を沈む 故郷 迢遙たり 秋

風松を払ふ 寒草疎かなり 宮樹紅なり 人を以

て鏡と為す 池は鏡に似たり 山冷やかにして人路絶

えたり 残鶯一声 花は雪を族む 天の寒からむこと

を願ふ 暁に到るまで月徘徊す 逆旅の中に居り

挙動に殊姿有り 深きを釣るべし

長治元年六月廿日、高陽院の泉殿にして講す。

各歌題の出典を那波本『白氏文集』の「新樂府」から挙げる。

○四海清 太宗十八拳義兵、白旄黄鉞定兩京、擒充戮竇四海清 (0125) 「七德舞 美也」

○舟中老 撥亂陳王業也) 眼穿不見蓬萊島、不見蓬萊不敢歸、童男卯女舟中老 (0128) 「海漫漫 戒求仙也」

○不記年 春往秋來不記年、唯向深宮望明月、東西四百廻円 (0131) 「上陽白髮人 感怨曠也」

○薰衣裳 為君薰衣裳、君聞蘭麝不馨香 (0134) 「太行路 借夫婦以諷君臣之不終也」

○一人有慶 一人有慶兆民頼、是歲雖蝗不為害 (0136) 「捕蝗 刺長吏也」

○波沈西日 影浸南山青澗淺、波沈西日紅齋淪 (0137) 「昆明春水滿 思王沢之広被也」

○故郷迢遙 鉢以瑤芻鎖、以金、故郷迢遙君門深 (0140) 「馴犀 感為政難終也」

○秋風払松 第一第二絃索、秋風払松疎韻落 (0141) 「五絃彈 惡鄭之奪雅也」

○秋風払松

○秋風払松

○寒草疎

驚蔵_ニ青塚_ニ寒草_ニ疎、偷渡_ニ黄河_ニ夜氷薄

(0144)「伝戎人 達窮民之情也」。「伝」

は、底本が「縛」に作るのを、平岡武夫・

今井清校定『白氏文集』にしたがって改めた)

○宮樹紅

嫋嫋兮秋風、山蟬鳴兮宮樹紅。(0145)「驪宮

高美天子重惜人之財力也」)

○以人為鏡

太宗常以人為鏡、鑑古鑑今不鑑容

(0146)「百鍊鏡 弁皇王鑑也」)

○池似鏡

粧閣妓樓何寂靜、柳似舞腰池似鏡。(0148

「両朱閣 刺佛寺浸多也」)

○山冷入路絶

澗深山險入路絶、老死不逢工度之。(0151

「澗底松 念寒馬也」)

○殘鶯一声

戲蝶双舞看人久、殘鶯一声春日長。(0152

「牡丹芳 美天子憂農也」)

○花簇雪

中有文章又奇絶、地鋪白煙花簇雪。(0155

「繚綾 念女工之勞也」)

○願天寒

可_レ怜_{ハム}身上衣正單、心憂炭賤願天寒。

(0156)「売炭翁 苦宮市也」。「宮」は、

底本が「官」に作るのを、先の『白氏文集』

に従って改めた)

○到曉月徘徊

松門到_レ曉月徘徊、柏城尽日風蕭瑟。(0161

「陵園妾 憐幽閉也」)

○居逆旅中

逆旅重居_ニ逆旅中、心是主人身是客。(0163

「否為_レ梁 刺居処奢也」)

○拳動有殊姿

憶昔在_レ家為_レ女時、人言拳動有_レ殊姿。

(0164)「井底引銀瓶 止淫奔也」)

○深可釣

海底魚兮天上鳥、高可_レ射兮深可_レ釣。(0171

「天可_レ度 惡詐人也」)

底本では「花簇雪」と「願天寒」の間は繋がつており、歌題は合計十九しかないことになってしまふ。右の出典から明らかなように両者は別個である。よつてその間に空白を設けた。

「長治元年」は、一一〇四年。「高陽院」は、摂関家が代々伝領した豪壯な邸第であり、後朱雀天皇以降しばしば里内裏となった(『本朝統文粹』(卷九)藤原有信「夏日倍博陸書閣、同賦松風報萬年、応_レ教詩」序に、「夫高陽院者、累葉執政之甲第也……擬_レ宸居_ニ以_レ五代」とある。『中右記』天永三(一一二二)年五月十五日の条では、「一條院質陽院、累代之皇居」と呼ばれている)。その位置は次のとおり。

○高陽院 中御門南、堀川東、南北二丁、南一丁。後入

賀陽親王家〈高陽御子家〉〔拾芥抄〕中・諸名所部。◇
内は、尊経閣本の「高陽院」への傍記

この記すところによれば、もとは桓武天皇の皇子である賀陽親王の邸であつたらしい。それからどのように伝えられたかは暫く不明であり、後に記録に現れたときには、藤原頼通の所有となつていた。以後師実・忠実へと相続されて行く。邸宅は再三火災に見舞われ、そのたびに新造している。その頼通から忠実にかけての「高陽院」の変遷は、焼亡と復興とを画期として四期に分けられている（太田静六『寝殿造の研究』二三五―二六三ページ、四二六―四四二ページ、隴谷寿「藤原頼通の高陽院」、『平安貴族と邸第』所収、参照）。

第一期 治安元（一〇二二）年十月新造まもなくの頼通の移徙から、長暦三（一〇三九）年三月叡山の僧徒の放火による焼失まで。

第二期 長久元（一〇四〇）年末頼通の再建完成から、天喜二（一〇五四）年正月八日の放火による焼失まで。

第三期 康平三（一〇六〇）年八月の後冷泉天皇渡御から、承暦四（一〇八〇）年七月の焼亡まで

第四期 寛治六（一〇九二）年七月師実の新造後の移

徙から、天永三（一一二二）年五月の焼亡まで。

本序の年次「長治元年」は第四期に当たり、その時の邸第の主は師実の後を承けた忠実。「泉殿」は、高陽院内にある殿舎の一つ。忠実の日記『殿暦』には宇治と白河の「泉殿」が記されているのだが、ともに貴顕が居住する構えを持っており、規模は大きかったと見られる。したがって高陽院内の「泉殿」とは異なる性質の建物である。一方高陽院の「泉殿」は『殿暦』には記されず、その様子を窺うことができない。

○五月節供、右大殿よりあり……三ところながら、静かに弾き合はせたまへる、いとおもしろし。こなたかなたの人は、泉殿に出でて聞く（『宇津保物語』・楼上の下）

○此日土御門行幸……此間東泉殿、三后有御対面（『御堂閔白記』寛仁二年十月二十二日）

前太府云、三后並御座△三后御座、尽善尽美殊設云々、覽泉へ泉従七月晦不出。仍引清和院水相構出。主上儲君同御。往古不有此比歟。亦云、諸卿候泉邊奏絃哥如何者……次主上出御。從泉渡殿着御御座了（『小右記』同日条）

のような場合は邸宅内の殿舎「泉殿」であり、高陽院のそれ

と同様である。おそらく建物の近くに湧泉があるか、湧泉の近くに建てたかしたためにこの呼称があったものと思われる。また「泉殿」に「直廬」があり、序文中に「排曲洛之直廬」とあるので、邸内の流れに隣接して建てられていたと考えられる。通国の和歌序、『宇津保物語』は時期が夏であり、ともに涼を求めて「泉殿」を用いたのであろう。『御堂閔白記』『小右記』の場合は、泉を観覧するために利用されている。そうであれば、『栄花物語』に記す高陽院の湧泉近くにある殿舎は、「泉殿」と呼んでもよいかもしれない。

○院の、高陽院殿に渡らせたまひておはします……泉の上の渡殿に四条の中納言参りたまへるに（歌合巻。長元七（一〇三四）年。高陽院の第一期）

○清涼殿の丑寅の妻戸、渡殿かけて、例の弘徽殿の上の御局の定なり……中宮の上の御局は、院のおはします西なり。例の藤壺の上の御局なり……御前の泉の水涼しげなるに、御簾かけたり（煙の後巻。治暦三（一〇六七）年五月。第三期）

ただ、これらは泉の近くに局や渡殿があるというだけであり、「泉殿」と判断しうるところまでは行かないと思う。ここでは、やや異なる語ではあるが、

○今日不出行。高陽院泉屋（二棟）、放板敷。為修理也（『殿曆』嘉承二（一一〇七）年六月二日）

の「泉屋」のほうがふさわしいであろう。「二棟」とあるので小規模の建物ではなからうが、宇治や白河の「泉殿」のような邸宅とは異なる殿舎である。どのように用いられた建物であるかは日記に記すところがなく分からない。歌会を行うには適当な大きさであるかもしれない。この「泉屋」を高陽院の「泉殿」と見てはどうだろうか。なお他の記録類からは高陽院の「泉殿」を見出しておらず、今後検索の必要がある。「泉殿」については、太田静六前掲書八六七～八八八ページ参照。「講之」は、和歌会の締め括りとして各人の詠作を披講することをいう。

○昨日作題人々被_レ来。講了後講之（『御堂閔白記』長和二年五月十一日。「講了」は、法華三十講の講終了をいう）
○今夕殿下有御作文興……則自簾中被_レ出和歌六首……有信同講之（『中右記』寛治七年七月七日。「同」は、藤原有信がこの日既に作文会で講師を勤めていたことを踏まえて記したもの）

○嘉承元年九月十三日夜講之（『本朝小序集』、藤原基俊「雲居寺聖人、懺狂言綺語和歌序」）

講師や読師がいたかどうかは不明だが、序が記されていて歌会の体裁は整っているので、いた可能性はあるだろう。

付 説

この歌会は、和歌序以外に開催の背景や参加者およびその模様を知る手だてを持たない。何よりも惜しまれるのは、歌会での詠作がまったく残っていないことである。会に集まったのは、主催者である「兵部員外大卿（兵部権大輔）」と序者的大江通国を除けば、あと「華客数輩」がいるにすぎない。しかも「華客数輩」が誰であるかが分からない。歌会の開催や歌題が知られるだけで、歌が残っていないということは珍しくはない。当時の和歌会の序は、『扶桑古文集』『本朝小序集』などによって、数は少ないながら残された。しかし、詠歌については集成されたものを見ない。藤原敦隆「和歌類林序」（『朝野群載』巻二）によれば、『山戸兎田集』という歌集があり、それは「不_レ論_二六義之褒貶_一、都載_二一座之篇什_一」つまり歌会での歌を収めた歌集である（顕昭『古今集注』巻四・一九一に「故左京大夫頭輔卿語侍シハ、山戸兎田集ト云ハ、諸ノ一座ノ会ヲカキアツメタル書也。ヤマト歌ノ集ト云

名也」とある）。『和歌類林』（『類林和歌』とも言う。藤原仲実撰）も歌会詠を集めた歌集である（元慶年間から永久年間までの歌会詠を撰歌対象としている。鈴木・北山「藤原敦隆「和歌類林序」注」参照）。この二書はすでに散逸している。『和歌類林』が失われていなければ、『白氏文集樂府廿句和歌』は陽の目を見たかもしれない。

新樂府二十句題の歌会を催した「兵部員外大卿」は、序によれば「好文」と言われ、和歌においては素戔嗚尊の流れを受け、詩においては白居易の風格を持つっていると讃えられている。詩歌に通じたこの人物が誰であるのかは全く分からない。「兵部員外大卿」なる官職は兵部権大輔の唐名と考えられるので、少なくとも長治元年時点での高陽院の主人である藤原忠実ではありえない。この時の忠実は正二位右大臣兼春宮傅であり、正五位下相当の兵部権大輔であったとは考えられない。高陽院の泉殿において和歌会をおこなうのであるから、主催者は高陽院とよほど強い結びつきを持った人物だったはずである。前述のように、「兵部員外大卿」は、他に例を見ない官職の唐名である。あるいは主催者が誰であるかを隠そうとしたために、このような実際には存在しなかったかもしれない

ない官名を記したのであろうか。そうなれば「兵部員外大卿」は、当時高陽院で歌会を開くことのできた唯一の人物であろう藤原忠実である可能性もある。この年の二月、大蔵大輔であつた通国は伊豆守に任じられている（『中右記』）。大蔵大輔は正五位下相当の官職であり、兵部（員外）大輔とは同格である。ところが、序中の「命_レ予」や「予_レ於_レ是避_レ席而起、逡巡而揖曰」からは、二人の間には相当な立場の違いがうかがわれる。とくに後の上位の者に対する所作を描いた例には注目するべきである。さきに引いた同類の用例の、『文選』は司馬相如が梁王に、『世俗諺文』は源為憲が藤原頼通（序文の年記寛弘四年時点では十六歳だが、参議春宮権大夫である）とにも撰関家の嫡男）に、『江吏部集』は大江匡衡が具平親王に、それぞれしかるべく畏まった態度をとっている。これらから類推すると、同等の官人である「兵部員外大卿」に対する通国の振る舞いはまことに特異と言うべきである。両者の間には、実際は尋常ならざる身分地位の隔たりがあつたと見ねばならない。そうであれば「兵部員外大卿」が忠実である可能性があるとは言えないだろうか。通国の伊豆守就任に忠実の政治力が働いていたとすれば、この歌会開催に通国が協力するのは当然であり、下命があれば恭しく受けるべきだつたら

う。そんな事情背景を和歌序は反映しているのかもしれない。この点には有力な根拠もなく憶測に過ぎないが、序を偽作と見ることが含めて改めて考えてみる必要があるはしないか。

この和歌会における二十の歌題の出典は、先に挙げたとおりである。那波本や神田本の本文と比べて大きな相違はないが、十三番目の題「山冷人路絶」の「冷」は、諸本には見えない。新樂府「澗底松」の一句「澗深山險人路絶」を典拠としており、誤写とも考えうるが、改めて題の五文字を見ると特に不自然な表現とも言えない。異文である「山冷」には、

○遙伝戎旅作、已報関山冷（盛唐高適「同 呂員外、酬田著作幕門軍西宿盤山秋夜作」）

○山冷微有雪、波平未生濤（『白氏文集』卷八・0355、「初領郡、政衙退、登東楼」作）

などの例があり、この語は十分ありうる。「山冷」の本文を持つ「新樂府」がかつては存在したのであろうか。ただしこのことは容易には判断できない。

抜き出された語句と出典である詩の内容とを比べてみると、「四海清」は天下太平を表す語であり、詩題「七徳舞」の主旨をまとめた自注「美撥乱陳王業也」によく合っている。

「舟中老」も、「海漫漫 戒_レ求_レ仙也」の蓬萊の島を求めて長年海を漂う幼な子たちが老いる様を思い浮かべさせるであろう。歌人らは、題のみではなく、原典の主題をも踏まえて歌を詠んだと考えてよいと思う。抄出した語句からもとの詩を想起させる場合がある一方、出典となった詩の中味とは結びつきにくいと感ぜられる語句もある。「宮樹紅」は「驪宮高 美_レ天子重 惜人之財力也」を典拠とするものの、「宮樹紅」は詩中の一光景にすぎず、この語だけから詩の主題に思い至ることはまずない（この語を含む「驪宮高」の四句が、『和漢朗詠集』巻上・蟬に引かれている）。歌を詠む時に、各人は出典を知っていただろうが、「宮樹紅」を題としながら詩の主題をも盛り込むとすれば、歌人は苦吟を余儀なくされたであろう。あるいは詩の内容は棚上げして、「宮樹紅」のみによって詠作したのであるうか。このことは歌が残らないので何とも言えない。

通国が「新樂府」から題を抜き出す時に、何らかの基準を持っていたのかどうかははっきりとはしないが、おおむね元の詩の主旨と関連がある語句を選ぼうとした姿勢は窺える。それは主催者である「兵部員外大卿」の希望でもあったろう。各歌人は、題のみを見て歌えばそれでこと足りるのではなく、

その典拠である詩の内容及び主題をも想起しなければならず、なかなか困難の伴う歌会であったはずである。

本和歌序は、表現の面からは名文とはいいがたい。注釈においても指摘したとおり、妥当でなかったり、ぎこちなく感じられる表現が目につく。改めてその箇所を挙げておく。

○「論 雌雄於倭語、則受 素戔鳥之雲膚」の「雌雄」と「雲膚」の用法が通常のそれとは異なっており、そのために意を取りにくいこと。

○「曲洛」の用い方がここではふさわしくないこと。

○「直廬」「廬江」と「廬」が序中で近接していること。

○「適捧 廬江之檝」の「捧檝」は孝子の毛義を想起させる語であり、それを序者通国のことに用いていること。

これらは、短い和歌序の中では少なくともは少数であるが、いずれも十分訂正可能な箇所ではある。通国にもそのことは分かっていたのではないだろうか。あるいはこの序は草稿の段階にあったものであり、それが何らかの事情で世上に流布してしまったのかもしれない。むろん断定はできないが、表現の拙さがかえってこのことを物語っているようである。